

# 官報号外 昭和三十四年十二月十一日

## ○第三十三回 参議院会議録第十五号

昭和三十四年十二月十一日(金曜日)午後五時三十分開議

講事日程 第十四号

昭和三十四年十二月十一日

午前十時閉議

第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 日本学校安全会法案(第三回国会衆議院送付)

第三 新市町村職員の給与改善に関する請願

第四 新市町村建設促進のための国庫補助継続に関する請願(十二件)

第五 地方交付税の合併補正特別条例期間延長に関する請願

第六 へき地手当の一般財源に關する請願

第七 地方交付税の寒冷補正適正化に関する請願

第八 特別交付税増額等に関する請願

第九 地方財政の健全化に関する請願

第一〇 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の復元に関する請願

第一一 未開発地域の開発促進事業費国庫負担率引き上げに関する請願

第一二 遊興飲食税減免に関する請願(四件)

第一三 積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第一四 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第一五 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第一六 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第一七 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第一八 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第一九 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第二〇 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第二一 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

第二二 新市町村の積雪寒冷地帯の固定資産税控除に関する請願

法務委員 平井 太郎君  
法務委員 平井 太郎君  
法務委員 平井 太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 平井 太郎君  
地方行政委員 平井 太郎君  
地方行政委員 平井 太郎君

文教委員 横山 フク君  
文教委員 横山 フク君  
文教委員 横山 フク君

予算委員 木村禧八郎君  
予算委員 木村禧八郎君  
予算委員 木村禧八郎君

加藤シヅエ君  
加藤シヅエ君  
加藤シヅエ君

梶島守之助君  
梶島守之助君  
梶島守之助君

林屋龜次郎君  
林屋龜次郎君  
林屋龜次郎君

吉江 勝保君  
吉江 勝保君  
吉江 勝保君

地方行政委員(国会法第四十二条第二項の規定による辞任)  
内閣委員 同  
外務委員 平井 太郎君  
外務委員 平井 太郎君  
外務委員 平井 太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 石田 次男君  
外務委員 辻 政信君  
外務委員 辻 政信君  
外務委員 辻 政信君

同日議員松澤兼人君外四名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。  
同日議員紅露みつ君外十七名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を切りりを要求する決議案を提出した。  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

児童の権利に関する決議案を提出した。  
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
内閣委員 石田 次男君  
外務委員 清澤 俊英君  
外務委員 清澤 俊英君  
外務委員 清澤 俊英君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 辻 政信君  
外務委員 上林 忠次君  
外務委員 上林 忠次君  
外務委員 上林 忠次君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 秋山 長造君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 辻 政信君  
外務委員 秋山 長造君  
外務委員 秋山 長造君  
外務委員 秋山 長造君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 石田 次男君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 上林 忠次君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 石田 次男君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 上林 忠次君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 石田 次男君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 上林 忠次君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 上林 忠次君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 上林 忠次君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
内閣委員 上林 忠次君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君  
外務委員 井野 碩哉君

同日委員長から左の報告書を提出し  
た。

## 日本学校安全会法案可決報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部  
を改正する法律案修正議決報告書

地方行政委員会請願審査報告書第一  
号

○議長(松野鶴平君) これより本日の  
会議を開きます。

この際、会期延長の件についてお諮  
りいたします。

議長は、会期の延長について議院運  
営委員会に諮りましたところ、本院と  
いたしましては、会期を十二月二十七  
日まで十三日間延長すべきであるとの  
決定がございました。会期を十二月二  
十七日まで十三日間延長することに賛  
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成、「反対」と呼ぶ者あり、  
その他発言する者多し〕

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま  
す。よって会期は十二月二十七日まで  
十三日間延長することに決しました。  
(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、市町  
村立学校職員給与負担法の一部を改正  
する法律案(衆議院提出)、

日程第二、日本学校安全会法案(第  
三十一回国会内閣提出、第三十三回国  
会衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とする」と  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認  
めます。本院長の報告を求めま  
す。文教委員長相馬助治君。

## 審査報告書

市町村立学校職員給与負担法の一  
部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正  
すべきものと議決した。よつて要領  
書を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月十日

文教委員長 相馬 助治

## 参議院議長松野鶴平殿

第二条の改正規定中「市町村(政令  
で指定する市町村を除く。)立高等学  
校」を「市(地方自治法第二百五十二  
条の十九第一項の指定都市を除く。)  
町村立高等学校」に改める。

附則第二項中「改正後の市町村立

学校職員給与負担法第二条の政令に  
よる市町村の指定の際」を「この法律  
の施行の際」に、「当該指定された市  
町村(以下「指定市町村」という。)を

「地方自治法(昭和二十二年法律第六  
十七号)第一百五十二条の十九第一  
項の指定都市(以下「指定都市」とい  
う。)」に改め、「第三十七条第一項又  
は」を削る。

附則第三項中「指定市町村の指定  
の際」を「この法律の施行の際」に、  
「当該指定市町村」を「当該指定都市」  
に、「当該指定前」を「この法律の施  
行前に、当該指定後」を「この法律  
の施行後」に改める。

附則第四項中「指定市町村の指定  
前」を「この法律の施行前に改め  
る。

附則第八項中「当該指定市町村」を  
「当該指定都市」に、「指定市町村」を  
「指定都市」に、「指定市町村職員」を  
「指定都市職員」に、「当該指定の  
日」を「この法律の施行の日」に改め  
る。

附則第九項中「指定市町村」を「指  
定都市」に、「指定市町村職員」を「指  
定都市職員」に改める。

附則第十項中「指定市町村の指定  
の際」を「この法律の施行」に、「指定市  
町村」を「指定都市」に改める。

附則第六項中「指定市町村の指定  
の際」を「この法律の施行」に、「指定市  
町村」を「指定都市」に改める。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「市町村立学校職  
員給与負担法(昭和二十三年法律第  
百三十五号)第二条の政令で指定す

以後」を「この法律の施行の日以後」  
に改める。

附則第七項中「指定市町村は、當  
該指定市町村の指定の際」を「指定都  
市は、この法律の施行の際」に、「當  
該指定市町村の設置」を「當該指定都  
市」に、「當該指定の日前」を「當  
該指定の日前」に、「當  
該指定の日」を削る。

附則第十三項第九項中「(昭和二十二  
年法律第六十七号)」を削る。

年法律第六十七号)」を削る。

第十三項第九項中「(昭和二十二  
年法律第六十七号)」を削る。

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本院は現状に即したおおむね妥  
当なものであるが、法案中政令で  
指定する市町村を更に明確にする  
ための修正を行つた。

二、費用  
別に必要としない。

市町村立学校職員給与負担法の一  
部を改正する法律案

第三十一回国会及び第三十二回国会  
において本院で継続審査をした右の  
本院提案案を送付する。

附則第六項中「指定市町村の指定  
の際」を「この法律の施行」に、「指定市  
町村」を「指定都市」に改める。

附則第十項中「指定市町村の指定  
の際」を「この法律の施行」に、「指定市  
町村」を「指定都市」に改める。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「市町村立学校職  
員給与負担法(昭和二十三年法律第  
百三十五号)第二条の政令で指定す

る市町村」を「地方自治法(昭和二十  
二年法律第六十七号)第二百五十二  
条の十九第一項の指定都市」に改  
め、同項中第十二条第二項の改正規  
定の次のように加え、同項を附  
則第十一項とする。

百三十五号)第二条の政令で指定す

る市町村」を「地方自治法(昭和二十  
二年法律第六十七号)第二百五十二  
条の十九第一項の指定都市」に改  
め、同項中第十二条第二項の改正規  
定の次のように加え、同項を附  
則第十一項とする。

## 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の一

部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村立高等学校で、」に改める。

を「市町村（政令で指定する市町村を除く。）立高等学校で、」に、「のみを置くもの」を「置くもの」に改める。

## 附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

2 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村

の指定の際、現に当該指定された

市町村（以下「指定市町村」とい

う。）の設置する高等学校で夜間そ

の他特別の時間又は時期において

授業を行う課程（以下「定時制課程」という。）を置くもの（以下「定

時制高等学校」という。）の職員で

ある者のうち、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第三十

七条第一項又は第五十八条规定によ

る規定に基き任命されている校長

程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。）又は定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師（以下「附則第二項に規定する定期制課程の校長等」という。）は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受けた給料の額をもつて、当該定期制高等学校の校長又は定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師（以下「定期制課程の校長等」という。）となつたものとす

る。

3 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定期制高等学校の定期制課程の校長等（臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。）の定数について、では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項

の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際ににおける当該指定市町村の設置する定期制高等学校の定期制課程の校長等の数によるものとす

る。

4 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定期制課程の校長等に対する不利益処分に関する規定の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に

関しては、なお、従前の例によ

る。

5 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定期制高等学校の定期制課程の校長等（臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。）の定数について、では、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第三十一条第三項

の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際ににおける当該指定市町村の設置する定期制高等学校の定期制課程の校長等の数によるものとす

る。

6 指定市町村の指定後に当該指定市町村の設置する定期制高等学校の定期制課程の校長等であつて、当該指定期間に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定

する定期制課程の校長等に係る当該指定前的事案に係る懲戒処分に

關しては、なお、従前の例によ

る。この場合において、当該指定

が懲戒処分を行ふものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際に当該指定市町村の設置する定期制高等学校の附則第二項に規定する定期制課程の校長等である者が、引き続き当該定期制高等学校の定期制課程の校長等となつた場合には、政令の定期定めのところにより、都道府県の退職金条例の規定による退職年金及び退職一時金に通算する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者が

ささらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合は、当該都

道府県は、政令の定期定めのところにより、その者の指定市町村の退職

年金条例の適用を受ける職員（以下「指定市町村職員」という。）としての当該指定の日以後の引き続

く在職期間を当該都道府県の退職年金条例による退職年金及び

退職一時金の基礎となるべき在職

期間に通算する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定期定めのところにより、都道府県の職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

のとし、指定市町村は、都道府県

の退職手当を受けない者の当該指

定市町村の退職手当について、そ

に通算する措置を講ずるものとす

る。

間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

10 前項の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

11 前項の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

12 前項の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

13 前項の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

14 前項の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

15 前項の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののはか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から

指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴

い必要な経過措置は、政令で定め

時制の課程の高等学校」に改め  
る。

〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕

日本学校安全会法案

第三十一回国会及び第三十二回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十四年十一月十四日

衆議院議長 松野鶴平殿

参議院議長 加藤録五郎

（小字及び一は衆議院修正）

日本学校安全会法案

日本学校安全会法

## 目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 役員及び職員（第八条—第十五条）

第三章 運営審議会（第十六条—第十七条）

第四章 業務（第十八条—第二十一条）

第五章 財務及び会計（第二十二条—第三十二条）

第六章 監督及び国の補助（第三十三条—第三十五条）

第七章 雜則（第三十六条—第四十七条）

四 資産に関する事項 第二章 役員及び職員  
五 役員に関する事項 第八条 安全会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。  
六 運営審議会及び運営審議会の委員に関する事項  
七 業務及びその執行に関する事項

（目的） 第一章 総則  
八 学校の設置者との災害共済給付契約の締結に関する事項  
九 共済掛金に関する事項  
十 会計に関する事項

第一条 日本学校安全会は、学校安全の普及充実を図ることとに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行ふ。もつて学校教育の円滑な実施に資することとする。

（法人格） 第二条 日本学校安全会（以下「安全会」といふ。）は、法人とする。

（事務所） 第三条 安全会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 安全会は、必要な地に從たる事務所を開くことができる。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

（名称使用の制限） 第四条 安全会は、定款をもつて、校安全会といふ名前を用いてはならない。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条件） 第五条 安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（役員の任命及び任期） 第六条 安全会でない者は、日本学

校安全会でない者は、日本学

校安全会といふ名前を用いてはならない。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条件） 第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。

（民法の準用） 第八条 第二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公

共団体の議会の議員又は地方公

共団体の長

## 二 政府又は地方公共団体の職員

(非常勤の者を除く。)

## (役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条

各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第十三条 文部大臣は、役員が前条

各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第十四条 文部大臣は、役員が前条

各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第十五条 安全会の職員は、理事長

が任命する。

長は、代表権を有しない。この場合には、監事が安全会を代表する。

(職員)

第十六条 安全会の職員は、理事長が任命する。

## 第三章 運営審議会

## (運営審議会)

第十七条 運営審議会の委員は、安全会の業務の運営に關係を有する者及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

第十八条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第十九条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十一条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十二条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十三条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十四条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十五条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十六条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十七条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十八条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第二十九条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十一条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十二条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十三条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十四条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十五条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十六条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

第三十七条 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

## (運営審議会の委員)

第十七条 運営審議会の委員は、安

全会の業務の運営に關係を有する者及び安全会の業務の運営に必要

な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

第十八条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第十九条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十一条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十二条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十三条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十四条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十五条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十六条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十七条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十八条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第二十九条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十一条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十二条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十三条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十四条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十五条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十六条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十七条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十八条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第三十九条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第四十条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第四十一条 運営審議会の委員は、政令で定める。

第四十二条 運営審議会の委員は、政令で定める。

## (災害共済給付)

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法)に對し、医療費、施設費、見舞金

並法(昭和二十一年法律第六十四号)第

又は死亡見舞金の支給。(○以下「災害共済給付」という。以下同じ。)

二十七条第一項第三号に規定する里親を

## (児童の災害共済給付)

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法)

(給付金の支払の請求及びその支払)

○第十八条第一項第一号に掲げ。災害共済給付に係る給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行うものとする。

(共済掛金を支払わない場合)

第二十二条 安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定により共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところによ

り、当該○契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(高等学校及び幼稚園の災害共済給付)

第二十三条 第十八条第二項の災害

共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第二十四条 安全会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

## 第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 安全会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(予算等の認可)

第二十六条 安全会は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 安全会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 安全会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出

し、その承認を受けなければならぬ。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算報告書に提出しなければならない。

2 理事長は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 安全会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(文部省令への委任)

第三十条 安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第三十一条 安全会は、次の方法によると認めるとときは、安全会に対して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立ち入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

3 第二項の立入検査の権限は、犯の請求があつたときは、これを提示する場合又は信託業者を管轄する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業者を管轄する金融機関に対する金銭債権(運用方法を特定期間の金銭債権を除く)

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十二条 この法律に規定するもののはか、安全会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

2 文部大臣は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができ

る。

2 国は、公立の学校の設置者が第

二十九条第三項ただし書の規定によ

り保有する者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

三 公立の学校の設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、政令で定める額を同項の額から控除して支払うことができる。

4 安全会は、第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところによ

る。

（損害賠償の請求権）

第三十一条 安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付を行つたときは、その給付の額の限度において、当該災害に係る児童、生徒又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第三十八条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第三十九条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第四十条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（解散）

第四十一条 安全会の解散については、別に法律で定める。

（大臣との協議）

第四十二条 文部大臣は、この法律の規定により認可（第四条第二項及び附則第三条第二項の規定による認可を除く。若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大臣と協議しなければならない。

第八章 諰則

第四十三条 安全会の役員又は職員は、その職務に因してわいろうを收受し、又は要求し、若しくは約束し、又はその行為をしないときは、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（報告義務違反等）

第四十五条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、一万円以下の過料に処する。

（過料）

第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたときは。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたときは。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたときは。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したときは。

五 第三十三条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したときは。

第六章 附則

第一条 この法律は、昭和三十四年十二月一日から施行する。

## (安全会の設立)

第二条 文部大臣は、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時において、は、安全会の設立の時において、は、安全会の設立の時において、は、適用しない。

第七条 安全会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるわらず、安全会の成立の日から昭和三十年五月三十日までとする。

第八条 安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画について、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。

第三条 文部大臣は、設立委員会をして、安全会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、

文部大臣の認可を受けなければならぬ。

3 前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、

その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 安全会は、設立の登記をすることによつて成立する。

## (経過規定)

第六条 第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間

第七条 安全会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるわらず、安全会の成立の日から昭和三十年五月三十日までとする。

又は当該学校の所在地の都道府県の補助又は出えんに係るものであり、当該学校の児童又は生徒の保護者等又は当該保護者等を構成員とする団体等の出えんによつてないものである場合においては、当該学校の設置者は、当分の間、その旨の文部大臣の認定を受けた上、第二十条第三項の規定にかかるわらず、当該児童又は生徒に係る同項に定める額の全部を徴収しないこととすることができる。この場合においては、当該学校の設置者は、あらかじめ、当該学校の児童又は生徒につき、当該額の全部を徴収しない旨を規定しておき、

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、前項の権限を新設府県の教育委員会に行わせることができる。

3 前項の規定によつて徴収しない場合は、

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、前項の権限を新設府県の教育委員会に行わせることができる。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 安全会は、設立の登記をすることによつて成立する。

## 員共済組合法の下に「日本学校員会法」を加える。

第六条 第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第七条 第五条〇六〇ノ九ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ四 日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八条第一項〇及附則第一項第二号及第二項〇ニ掲グ

十一条第一項  
ル給付〇第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

一項第二号及第二項〇ニ掲グ

日本学校安全会法第十八条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

二ノ九ノ四 日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

三ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

四ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

五ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

六ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

七ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

八ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

九ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十一ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十二ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十三ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十四ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十五ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

十六ノ九ノ四 第十九条第一項ニ規定スル児童生徒扶助金給付契約(同書帳簿)

第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第十五条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第十六条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第十七条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第十八条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第十九条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十一条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十二条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十三条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十四条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十五条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十六条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十七条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十八条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第二十九条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三十条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三十一条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三十二条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三十三条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第三十四条 第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第五条第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(地方税法の一部改正)  
 第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君、ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一案を改正する法律案、日本学校安全会案の二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案は、市町村の設置する定時制高等学校の校長、教諭等の給料その他の給与が、現行法第二条の規定に基づき、都道府県の負担となつてゐるのを、今回、政令で特に指定するものについては、その設置者たる当該市町村が負担することに改めるところも、これに伴う身分の取り扱い及び在職期間の通算等必要な経過措置を規定したものであります。これにより、同一市町村の教職員相互間ににおける給与

待遇の条件が均等化し、人事交流等、教育行政の円滑化を期さんとするものであります。

本委員会におきましては、定期制高等学校教員間における現在の給与の不均衡の実情、給与負担区分の原則、本法通過後の見通し、特に政令に指定される予定のいわゆる五大市以外の市町村に対する影響等の諸点について、提案者並びに政府に対し慎重な質疑が行なわれましたが、詳細は速記録によりごらんを願います。

かくて討論に入りましたところ、自由民主党の吉江委員より、本案中の「政令で指定する市町村」を、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める旨の修正案が提出され、本修正案の意図するところは、「政令で指定する市町村」が、提案者においても、政令立案者たる政府においても、ひとしく地方自治法に規定する指定都市に限定することを予想しております。この点をさらに明確にするため、この点をさらに明確にするのを、今回、政令で特に指定するものであるとの趣旨説明が行なわれました。統いて日本社会党の松永委員より、修正案並びに修正部分を除く原案は、ともに現状に即したもので、定期制教育振興の立場から賛成であり、さらに、政府が今後、本教育振興のた

めに現在停止中の公立高等学校定期制課程職員費国庫補助法の復活に努力されたとの要望がなされ、賛成意見が述べられました。

本委員会を設立して、学校安全の普及充実に関する業務を行なわせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の負傷その他災害

採決いたしましたところ、修正案、修正案を除く原案とともに全会一致をもって可決いたしました。

次に、日本学校安全会法案について報告いたします。

政府の本案提出の理由とするところ

は、義務教育諸学校の管理下における災害事故は、年々次第に減少の傾向に

はあるといふものの、災害のために要した医療費等は、損害賠償または社会

保険の給付を受けた部分を除きまして

も、相当額に上っているのであります。

このような状況にかんがみ、学校

安全を普及充実するとともに、義務教

育諸学校等の管理下において発生した児童生徒の災害に關して適切な措置を講すべきであるといふ決議、または要望

が、衆參両院の文教委員会を始め各方

面からなされ、また一方、相當数の県に

おいては、すでに財團法人の学校安全

会が設立されたのであります。これら

の学校安全会は、主として保護者の

扶養者と同様に取り扱い、

契約締結の同意、共済掛金の徴収及び

災害共済給付の受領をなし得るように

改めました。

上、相当の公費負担による新しい制度

が法律により確立されることを、これらの学校安全会から強く期待されてゐたのであります。政府は、ここに日

本学校安全会を設立して、学校安全の普及充実に関する業務を行なわせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の負傷その他災害

採決いたしましたところ、修正案、修正案を除く原案とともに全会一致をもって可決いたしました。

次に、日本学校安全会法案について

報告いたします。

政府の本案提出の理由とするところ

は、義務教育諸学校の管理下における災害事故は、年々次第に減少の傾向に

はあるといふものの、災害のために要した医療費等は、損害賠償または社会

保険の給付を受けた部分を除きまして

も、相当額に上っているのであります。

このような状況にかんがみ、学校

安全を普及充実するとともに、義務教

育諸学校等の管理下において発生した児童生徒の災害に關して適切な措置を講すべきであるといふ決議、または要望

が、衆參両院の文教委員会を始め各方

面からなされ、また一方、相當数の県に

おいては、すでに財團法人の学校安全

会が設立されたのであります。これら

の学校安全会は、主として保護者の

扶養者と同様に取り扱い、

契約締結の同意、共済掛金の徴収及び

災害共済給付の受領をなし得るように

改めました。

ととし、この場合の共済掛金は、原則としてその全額を保護者から徴収する

内容の概略ですが、本案は

案、修正案を除く原案とともに全会一致をもって可決いたしました。

以上が本法律案の提案の趣旨及びそ

の内容の概略ですが、本案は

案、修正案を除く原案とともに全会一致をもって可決いたしました。

本学校安全会を設立して、学校安全の普及充実に関する業務を行なわせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の負傷その他災害

採決いたしましたところ、修正案、修正案を除く原案とともに全会一致をもって可決いたしました。

次に、日本学校安全会法案について

報告いたします。

政府の本案提出の理由とするところ

は、義務教育諸学校の管理下における災害事故は、年々次第に減少の傾向に

はあるといふものの、災害のために要した医療費等は、損害賠償または社会

保険の給付を受けた部分を除きまして

も、相当額に上っているのであります。

このような状況にかんがみ、学校

安全を普及充実するとともに、義務教

育諸学校等の管理下において発生した児童生徒の災害に關して適切な措置を講すべきであるといふ決議、または要望

が、衆參両院の文教委員会を始め各方

面からなされ、また一方、相當数の県に

おいては、すでに財團法人の学校安全

会が設立されたのであります。これら

の学校安全会は、主として保護者の

扶養者と同様に取り扱い、

契約締結の同意、共済掛金の徴収及び

災害共済給付の受領をなし得るように

改めました。

第四は、安全会の余裕金の運用の幅をひろげて、金銭信託をもなし得るようになります。

第五は、本法案の施行期日が「昭和三十四年十月一日」となっておりましたを「公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日」に改めたことあります。

委員会の審議にあたりましては、慎重に審議し、衆議院における修正案の

提案者に対し、数次にわたりて各委員からきわめて熱心な質疑を展開し、政府に対しても種々質してその慎重を期しました。質疑の過程において問題となりました主要点と、これに対する答弁の概要を、特に本法案の性格に照らしましたのであります。

第一に、「憲法第二十六条の義務教育無償の精神にのつとり、保護者からの掛金の一部徴収を廃して、国または地方公共団体による災害給付の全額負担を実施すべきではないか」との質問に対しては、「安全会は災害防止目的とする共済組織であるから、保護者が掛金の一部を負担することによって関心を深めることができ望ましく、社会全体の連帯概念の涵養にも資したい。将来

来は漸次父兄負担の軽減をはかる方向へ努力したい」旨の答弁があります

第二に、政令で規定すべき「学校の管理下」という言葉の内容については、事実上将来種々なる誤解なり解釈の広範な問題になることが予想されますが、これに対しても、教育課程の実施中、すなわち、各教科及び道徳教育の授業時間中であるとか、あるいは特別教育活動中並びに学校行事たる運動会、学芸会、修学旅行、学校給食、健康診断の実施中とか、あるいは休憩時間中、あるいは授業開始及び終了後における在校中で、その在校について、校長が一般に児童のいることを承認している場合とか、登校及び下校帰宅のための通学の経路中等をさすこと

が明白に示されました。

第三に、「現に各県に設置されている安全会から、日本学校安全会への加入移行の際の権利義務の関係について」の質問については、「本法成立の晓

には、各県における安全会はそれぞれ解散されることとなり、残余財産は、定款の趣旨に従つて日本学校安全会に寄附されるが、これを安全会本部に受け入れることとはせずに、各県支部の

収入として、それぞれの支部において有効に使用させる予定である」旨が政策によって述べられました。

第四に、「本案第一条の目的に照らして、修正により保育所が加えられたことは必ずしも適正とは考えられない」との質問に対して、「保育所は厚生省の管理下にあるけれども、安全会の業務の内容に関する限り、これを含めることに矛盾はないと思われる」旨の答弁があつたのであります。

また、災害給付の内容、給付申請の手続、掛金について、事務費の計上について、掛金徴収事務の処理責任者と事務手当の支給関係について、役員並びに中央事務局の構成内容等について、慎重に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたしました。

北畠委員より、社会党提案の修正案に反対、送付案に賛成する討論があり、日本共産党岩間委員より、修正案賛成の意見が述べられ、直ちに採決を行な

ます。次いで、自由民主党を代表して

北畠委員より、社会党提案の修正案に反対、送付案に賛成する討論があり、

手続、掛金について、事務費の計上について、掛金徴収事務の処理責任者と事務手当の支給関係について、役員並びに中央事務局の構成内容等について、慎重に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたしました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松永委員より、送付案に対する修正案が提案されました。修正案は、現在義務教育

通り可決すべきものと決定されたのであります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御発言もな

いましたるところ、修正案は少數をもつて否決され、送付案は多數をもつて可決し、結局本法案は衆議院送付案

通り可決すべきものと決定されたのであります。

まず、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案全部を題目に供します。委員長の報告は修正議決報告書でござります。委員長報告の通り修

正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野謙平君) 次に、日本学校安全会法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求める

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野謙平君) 日程第三より第十三までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野謙平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めてます。地方行政委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

日程第三の請願は、新市町村職員の給与改善を、日程第四の請願十二件は、新市町村建設促進のための国庫補助の継続を、日程第五の請願は、地方交付税の合併補正特例期間の延長を、日程第六ないし十一の請願六件は、いすれも地方財政の実情にかんがみ、これが改善のための措置を、それぞれ要望するものであります。

次に、日程第十二の請願四件は、飲食店における遊興飲食税について免稅点の引き上げを、また、日程第十三の請願は、積雪寒冷地帯における固定資産税の軽減を要望するものであります。

地方行政委員会におきましては、以上の請願二十五件は、願意おおむね妥當と認め、これを議院の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
「賛成者起立」

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一

致をもつて採択し、内閣に送付することに決しました。

○向井長年君 私はこの際、公務員並びに日雇い労務者の越年資金等生活安定に関する緊急質問の動議を提出いたしました。

○田中茂穂君 私はただいまの向井長年君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 向井君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。向井長年君。

「向井長年君登壇、拍手」

○向井長年君 私は社会クラブを代表いたしまして、公務員並びに日雇い労務者の越年資金等生活安定に関して、岸総理、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁等に所見をお伺いいたしと存する次第でございます。

国家公務員法第二十八条によれば、給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要があるときは、国会及び政府に対しても、適当な勧告をしなければならないことになっているのでござります。今回の人事院の報告によれば、

公務員給与と民間給与との差は五・七%下回っていることを認め、かつ、家計調査に基づく消費支出の伸びが、公務員給与の改善をはるかに上回っています。

公務員給与と民間給与との差は五・七%下回っていることを認め、かつ、

家計調査に基づく消費支出の伸びが、

いることを認めながら、ベース改訂の勧告を行なわず、単に中級職員等の給与の中だるみ是正について勧告を行なっていることは、われわれとして納得することができないのであります。

特に民間給与との比較については、その調査対象に、臨時工、臨時職員を含ませるなど、きわめて不合理な比較が行なわれ、民間給与水準を低く評価せんとするふしが認められるのであります。こうした報告においては、給与改

更の諸条件の変化を認めながら、勧告においては、ベース・アップを全く認めていない。これについて、人事院総裁はいかなる所見を持っておられるか、お尋ねいたします。なお、政府としては、今回的人事院勧告を妥当なものと考えておるが、岸総理大臣、大蔵大臣にお尋ねいたします。

はこれを廃止して、公務員に団体交渉権、争議権を認めて、民間と同様、自

主的解決にゆだねるべきだといたり意見も出てきておりが、政府の所見をお伺いいたしたいと存じます。特に外国等

では公務員に争議権を認めている例も多々あります。かつILO条約も基本

的にすべての労働者の労働基本権の確立を規定していることは事実でござります。日本の場合も、管理職を除く

本年七月、人事院は国家公務員の給与に關し、一、夏期手当を〇・一ヶ月分増額すること、二、中級職員並びに研究職員及び医師の給与を改善することを内容とする勧告を行ない、これが

に關してこの問題を見送ってきた。人事院の態度は、政府の圧力を屈して、公正な中立性を保持し得なくなつた結果であるといふ人事院に対する不信の

意が、特に労組間、あるいはまじめな

組合員の中で広がりつつあるのであります。特に以上三点につきましては、

岸総理並びに労働大臣にお伺いいたしたいと存ずる次第でございます。

次に、われわれとしては、率直に

勧告が何ゆえできなかつたのか、また、しなかつた理由は那辺にあつたか、お伺いいたしたいと存じます。

次に、今日、人事院が中立性を保持できない状態にあるが、この際、政府

を尊重すべきであるという立場を堅持してきたのでございます。従つて、勧告の内容については多くの不満はある

といたましても、その不満をほかに解消する手段がない現状においては、これがすみやかな実施をはかるべき

ことであると考へます。

去る十一月十九日に、わが社会クラ

ブは、政府に対し次のよう申し入れを行なつたのでございます。

本年七月、人事院は国家公務員の給与に關し、一、夏期手当を〇・一ヶ月

分増額すること、二、中級職員並びに研究職員及び医師の給与を改善することを内容とする勧告を行ない、これが

すみやかな実施を政府に要望したの

とを内容とする勧告を行ない、これが

すみやかな実施を政府に要望したのとを内容とする勧告を行ない、これが

です。これに対し政府は、當初その実施を約束しながら、今日に至るまで何ら適切なる措置を講じていな



第一は、国家公務員法第二十八条に規定する状態になつておるのに、ペース・アップを含まぬ今回の人事院勧告について、政府はどう考えておるかと申されたい。御質問であります。国家公務員の給与につきましては、御承知の通り、人事院の勧告に基づいてこれを実施するといふ建前になつておるのでございまして、政府としては、この人事院の勧告を尊重してこれを実施するというのが従来の方針でありますし、今後もそういうふうに考えて参りたいと思ひます。本年七月の人事院勧告におきまして、各種給表の中級の職員並びに研究職員及び医師につき、俸給の改善措置を講ずるよう勧告しておられるのであります。が、政府としては、国家財政を考慮の上、できるだけこれを実施していくように考えております。

第二に、人事院が中立性を保持すべきものであるといふことにつきましては、これは言うまでもなく、人事院の性質からいって、そういう性格をわれは従来も持つておると考えておりまますし、失つておるとは考えておらないであります。ただ、この問題は、公務員制度のあり方とも関連して、人事院制度の、人事行政の機構の問題として、政府としては慎重に検討して、

規定する状態になつておるのに、ペース・アップを含まぬ今回の人事院勧告について、政府はどう考えておるかと申されたい。御質問であります。国家公務員の給与につきましては、御承知の通り、

人事院の勧告に基づいてこれを実施す

るといふ建前になつておるのでございまして、政府としては、この人事院の

勧告を尊重してこれを実施するとい

うのが中立性を保持するようと考え

ています。

人事院の勧告について、政府が尊重すると言ひながら、一向に実施に移されておらないといふことござります

が、政府としては、従来から人事院の

勧告については、私もしばしば申し上

げておるようだ。これを尊重して、こ

れを実施するといふ建前をとつてきて

おるのであります。従つて、七月のこ

の勧告に対しましては、来年度の予算

編成にあたりまして十分にこれを考慮

するように、この実施をするよう努

めます。人事院の勧告が例年七月に行

なわれるため、現実の問題として実

施が一年おくれるといふ点についての

御質問でござりますが、これは、この人

事院の勧告が、例年三月における民間

公務員及び民間の企業の給与状況等との

均衡を考慮して自主的に決定すべきも

のあります。政府としては、国家

公務員の給与が改善される場合は、各

地方公共団体においてもおおむねこれ

に準じた措置がとられるものと考えて

おります。また、公共企業体の職員の給与は、一般の国家公務員と異なるといふことを考えておりませんが、御質問でござりますが、政府としては、従来から人事院の勧告については、私もしばしば申し上げておるようだ。これを尊重して、この勧告については、私は非常に尊重して、次年度においてこれを実施するようにはかかるいくほかは、現実の問題としては実際上むずかしいといふことを御了承願いたいと思います。(拍手)

今回的人事院勧告は、本年三月を基準としているから、その実施は当然四月にさかのばつてやれといふ御質問でござります。人事院の勧告を実施するといふといたしますと、国及び地方を通じまして、おおむね三百億見当の財源を必要とするのであります。現在のこの財政事情から申しますと、これを本年度から実施するといふことはどうい実現できないと、かように私は考えてお

ります。人事院の勧告はこれを尊重するという態度をとつておられます。今回も尊重するという考え方で、それぞれの処置をとつて参つておるのであります。ところが、この人事院勧告が適正なものであつたかどうかといふことでございま

すが、ただいま申し上げますように、

政府自身が人事院勧告が適正であると

か適正でないとか、かような批判をす

べきものではなくて、政府は人事院勧告を尊重しなければならぬ、かように

思は考えて、これに対処して参る考えでござります。ところで、ことしの人事院の勧告は、申すまでもなく、国及

び地方を通じまして年間約三百億をこなす金額になつております。ところで、この問題の処理でございますが、御承知のように、三十一年度以降、人事院の勧告があります。従つてわれわれは、このうものを実施するということは、事実上これは非常に困難な場合が多い

で、来年度編成の際に、これを尊重する趣旨で、この勧告の趣旨に沿つて慎重に予算を編成して参る、この態度をとつておるわけでござります。その場合におきましては、申すまでもなく、中央の公務員、地方の公務員、その間に区別することなく、十分この勧告の趣旨が実現するよう努力したい、か

ように実は考えております。

日雇いの問題は労働大臣からお答え

することと思いますが、日雇いの問題

については、公務員の年末手当あるい

は期末手当等と関連いたしまして、そ

のつど対策をとつて参つたのでございま

ますが、ことしの年末手当につきま

しては一・九を実施することにいたしま

すが、ふやさないでこれを実施いたしま

して、ことしはそのままと申します

から、それを年度の中間ににおいてそれを実施しておる実例もあるのです。従つてわれわれは、このうものが中立性を保持するようと考えておられます。従つてわれわれは、このうのを実施するといふことは、事実上これは非常に困難な場合が多い

で、来年度編成の際に、これを尊重す

る趣旨で、この勧告の趣旨に沿つて慎

重に予算を編成して参る、この態度を

とつておるわけでござります。その場

合におきましては、申すまでもなく、

中央の公務員、地方の公務員、その間

に区別することなく、十分この勧告の

趣旨が実現するよう努力したい、か

ように実は考えております。

日雇いの問題は労働大臣からお答え

することと思いますが、日雇いの問題

については、公務員の年末手当あるい

は期末手当等と関連いたしまして、そ

のつど対策をとつて参つたのでございま

すが、ことしの年末手当につきま

しては一・九を実施することにいたしま

すが、ふやさないでこれを実施いたしま

して、ことしはそのままと申します

が適正でないとか、かような批判をす

べきものではなくて、政府は人事院勧告を尊重しなければならぬ、かように

思は考えて、これに対処して参る考えでござります。ところで、ことしの人事院の勧告は、申すまでもなく、国及

び地方を通じまして年間約三百億をこなす金額になつております。ところで、この問題の処理でございますが、御承

知のように、三十一年度以降、人事院の

勧告があります。従つてわれわれは、

このうものを実施するといふことは、事

実上これは非常に困難な場合が多い

で、来年度編成の際に、これを尊重す

る趣旨で、この勧告の趣旨に沿つて慎

重に予算を編成して参る、この態度を

とつておるわけでござります。その場

合におきましては、申すまでもなく、

中央の公務員、地方の公務員、その間

についてのこの種のものを恒久化しろ、制度化しろといふ御意見であったと思いますが、この点は、日雇い労務者の性質から見まして恒久化すべきものでない、かように私ども考えております。(拍手)

○國務大臣(松野頼三君) 失対就労者

【國務大臣松野頼三君登壇、拍手】

第一に、國家公務員法第二十八条の問題でございましたが、われわれは、同条は必ずしも一律ベース・アップのみを意味するものではないと考えております。いかなる内容の勧告をいたすかは、人事院の判断に委せられている問題だと思っております。ベーツは総平均でござりまするから、今年の勧告になつておきましても相当のベース・アップをこうむる者は給与法適用者の九三・九六になつておる次第でございます。ただ一ヵ年実施がおくれている云々のお話がございましたが、御指摘のことく、人事院は三月現在をもつて調査いたしておりますので、四月からこれが実施されることは最も望ましいことと考えております。ただ人事院は財政上の権限を持ちませんがために、抽象的になるべく早く実施を望むという表とおりです。年度末の分を恒久化するということは、これは日々の雇用契約でござりますから、これを恒久化する

ということは制度上はなはだ困難ではないかと考えております。(拍手)

○政府委員(浅井清君) お答えを申し上げます。

【政府委員浅井清君登壇、拍手】

上の差はあるにいたしまして、まことに遺憾に思ひます。私は時節がら公務員の規律の厳正なることを望みますとともに、守るべき給与はすみやかに与えられんことを望むものでござります。(拍手)

○向井長年君 私は、岸總理が私の質問の中で来られまして、要點を十分聞かれなかつた点もありうかと思います。いかなる内容の勧告をいたすかは、人事院の判断に委せられている問題だと思っております。ベーツは総平均でござりまするから、今年の勧告になつておきましても相当のベース・アップをこうむる者は給与法適用者の九三・九六になつておる次第でございます。ただ一ヵ年実施がおくれている云々のお話がございましたが、御指摘のことく、人事院は三月現在をもつて調査いたしておりますので、四月からこれが実施されることは最も望ましいこととおきまして、きのうの内閣委員会においては、特に私ここで再度岸總理にお尋ねいたしたいことは、人事院総裁がいわゆる人事院勧告を出した、これが少なくとも四月にさかのぼつて実施されることは望ましい、こういうことを言つておりましても、これによつて利益を得ないといつたとしても、四月に週及して予算措置を講ずるということがあります。いわゆる人事院の趣旨と考へるのでござります。従つて、尊重するといふ意思でござります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 次回の議事日程

人事院の勧告の趣旨と考へるのでござります。従つて、尊重するといふ意思でござります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本日はこれにて散会いたします。

○議長(松野鶴平君) 午後六時二十一分散会

○議長(松野鶴平君) 本日はこれにて散会いたします。

も、内容とかいろんな問題は別といたしまして、一応四月にさかのぼつて実施をすべきと考えます。で、予算措置を今大蔵大臣は講じていいと言つておられます。過去におきましたの例は大蔵が編成し、また相当額に上るものでありますから、これを責任を持つて実施する上から言うと、これはやむを得ないことであると、かように考へておるのであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 次回の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

○議長(松野鶴平君) 本日はこれにて散会いたします。

は責任を持つて考へなければならぬ。こういう点を考へて、実際上一年おくれるといふことは、予算をわれわれが編成し、また相当額に上るものでありますから、これを責任を持つて実施する上から言うと、これはやむを得ないことであると、かように考へておるのであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本日はこれにて散会いたします。

出席者は左の通り。

議長	松野 鶴平君
副議長	平井 太郎君
議員	杉山 昌作君
岩間 正男君	石田 次男君
	白井 勇君



昭和三十四年十二月十一日 參議院会議録第十五号

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月二十一日

定価 一部十五円  
(五七良質紙注二十内  
(函送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三一五  
報紙